

議案第130号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特別会計条例の一部を改正する条例

宝塚市特別会計条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号を次のように改める。

（6）財産区特別会計

平井財産区、山本財産区、中筋財産区、中山寺財産区、米谷財産区、川面財産区、小浜財産区、鹿塩財産区及び鹿塩・東蔵人財産区の円滑な運営とその経理の適正を図るため

第1条中第7号から第14号までを削り、第15号を第7号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宝塚市特別会計条例の規定による平井財産区特別会計、山本財産区特別会計、中筋財産区特別会計、中山寺財産区特別会計、米谷財産区特別会計、川面財産区特別会計、小浜財産区特別会計、鹿塩財産区特別会計及び鹿塩・東蔵人財産区特別会計に係る令和5年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

議案第 131 号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例を廃止する条例の制定
について

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例を廃止する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例を廃止する条例

宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例（令和 2 年条例第 22 号）は、廃
止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例の規定
より積み立てられた基金の残額は、宝塚市ふるさとまちづくり基金（宝塚市ふるさと
まちづくり基金条例（平成 20 年条例第 37 号）第 1 条に規定する宝塚市ふるさとま
ちづくり基金をいう。）に同条例第 6 条第 5 号に規定する事業を実施するため、積み
立てるものとする。

議案第 132 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

宝塚市事務分掌条例（平成 22 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とする。

第 4 条中第 13 号を第 14 号とし、第 7 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7） 情報化の推進に関すること。

第 6 条第 8 号中「市有建築物の」の次に「保全及び」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号の次に次の 1 号加える。

（8） 公共施設の最適化に関する企画及び総合調整に関すること。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 133 号

宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市副市長定数条例の一部を改正する条例

宝塚市副市長定数条例（昭和 46 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

「1 人」を「2 人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 134 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第 1 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 の 2」を「第 243 条の 2 の 8」に改める。

（宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

（宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 3 条 宝塚市病院事業の設置等に関する条例（昭和 58 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 3 5 号

宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について
宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例
宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成 13 年条例第 12 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の宝塚市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（以下「旧条例」という。）第 6 条に規定する貸付申込に係る旧条例の貸付け、償還及び届出の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 136 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 中「第 11 条の 3」を「第 11 条の 4」に改め、同条を第 11 条の 4 とし、第 11 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者に係る所得割及び均等割額の減額）

第 11 条の 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 11 条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- （1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した各年度の所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。第 12 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 2 項第 1 号において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあっては、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この条において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- （2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 4 条の規定により算定した各年度の被保険者均等割額（第 11 条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の2の規定により算定した各年度の所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した各年度の被保険者均等割額（第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した各年度の所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した各年度の被保険者均等割額（第11条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第12条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第12条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) 前各号に掲げるほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宝塚市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月1日以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月31日以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 137 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 36 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 138 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例

（宝塚市都市公園条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市都市公園条例（昭和 44 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「宝塚文化芸術センター庭園駐車場」の次に「及び末広中央公園駐車場」を加える。

第 11 条の 4 を第 11 条の 5 とし、第 11 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（末広中央公園駐車場に駐車できる自動車）

第 11 条の 4 末広中央公園駐車場に駐車できる自動車は、積載物を含め、長さ 5 メートル、幅 2 メートル及び高さ 2.5 メートル以下の、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、その他の自動車を駐車させることができる。

第 21 条中「第 11 条の 4」を「第 11 条の 5」に改める。

第 22 条第 2 項中「第 11 条の 2 から第 11 条の 4 まで」を「第 11 条の 2、第 11 条の 3、第 11 条の 5」に、「第 11 条の 4 中」を「第 11 条の 5 中」に改める。

第 24 条第 1 項及び第 26 条第 3 号中「駐車場」を「宝塚文化芸術センター庭園駐車場」に改める。

別表第 2 中

「

駐車場の使用	1 時 間 当 た	普通自動車 1 台 1 回	400 円
--------	-----------------------	------------------	-------

	り		
	日額	準中型自動車、中型自動車又は大型自動車1台1回	3,000円

を
「

駐 車 場 の使用	宝塚文化芸術センター庭園駐車場		1 時 間 当 た り	普通自動車 1台1回	400円
			日 額	準中型自動車、中型自動車又は大型自動車1台1回	3,000円
	末広中央公 園駐車場	使用時間が1時間以内である場合		自動車1台 1回	無料
		使用時間が1時間を超える場合（30分未満の端数が生じたときは30分とする。）	3 0 分 当 た り	自動車1台 1回	100円

に改め、同表備考中「（昭和35年法律第105号）」を削る。

(宝塚市立末広駐車場条例の廃止)

第2条 宝塚市立末広駐車場条例(平成20年条例第32号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(宝塚市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第2条 宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長が管理する公の施設の部中(9)の項を削り、(10)の項を(9)の項とし、(11)の項から(52)の項までを1項ずつ繰り上げ、同表備考中「第21号及び第52号」を「第20号及び第51号」に改める。

別表第2の1市長が管理する公の施設の部中(9)の項を削り、(10)の項を(9)の項とし、(11)の項から(20)の項までを1項ずつ繰り上げる。

議案第 139 号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年（2023 年）11 月 20 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（宝塚市水道事業給水条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市水道事業給水条例（昭和 36 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 34 条第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条第 2 項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

（宝塚市斑状歯の認定及び治療の給付に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市斑状歯の認定及び治療の給付に関する条例（昭和 57 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 2 号中「厚生労働省令」を「環境省令」に改める。

（布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

第 3 条 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中宝塚市水道事業給水条例第 34 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第140号

阪神水道企業団規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、阪神水道企業団規約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約（昭和37年兵庫県指令地第1700号）の一部を次のように変更する。

第2条中「宝塚市」を「宝塚市
明石市」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第141号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4576	4576号線	起点	鹿塩1丁目16番5		m	m
		終点	鹿塩1丁目8番6		69.55	最大 12.30 最小 5.30

議案第142号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4577	4577号線	起点	山本南1丁目53番31		m	m
		終点	山本南1丁目60番8		38.05	最大 12.00 最小 6.00

議案第143号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4578	4578号線	起点	口谷西2丁目53番4		m	m
		終点	口谷西2丁目53番6		43.60	最大 4.50 最小 4.00

議案第144号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4579	4579号線	起 点	小林4丁目53番5		m	m
		終 点	小林4丁目53番8		62.10	最大 12.00 最小 6.00

議案第145号

宝塚市副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎 晴 恵

宝塚市副市長に選任しようとする者

住 所



氏 名 藤 島 昇

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第146号

宝塚市監査委員の選任につき同意を求めることについて

宝塚市監査委員3人のうち1人の任期が、令和5年12月13日をもって満了するため、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市監査委員に選任しようとする者

住 所



氏 名 和田和久

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

諮問第3号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和6年6月30日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年（2023年）11月20日提出

宝塚市長 山崎晴恵

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 高 井 美智子

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。